

平成20年11月4日 制定
平成21年6月11日 一部改正
平成24年4月 1日 一部改正
平成26年7月 1日 一部改正
令和 5年8月 1日 一部改正

「ひょうごアドプト・あかりのパートナー」公募要項

1 目的

兵庫県（以下「県」という。）では、安全で円滑な道路交通環境づくりと適正で迅速な道路照明灯の維持管理を効率的に行うため、県と協働により道路照明灯の維持管理を行う「ひょうごアドプト・あかりのパートナー」として沿道企業及び団体（以下「協賛企業等」という。）を公募します。

2 「ひょうごアドプト・あかりのパートナー」の概要

（1）対象となる道路照明灯

① 県が管理する国道及び県道に設置し、県が管理している道路照明灯が対象となります。

ただし、車道部に設置されたもの、電柱その他の施設に共架されたもの及びその他県が適切でないと判断するものは対象外とします。

② 道路照明灯1本につき1募集とします。

③ 1協賛企業等が応募する道路照明灯の本数に制限はありません。

（2）協賛企業等の役割

① 道路照明灯の破損など維持管理上支障となることを発見したら県に連絡していただきます。

② 道路照明灯の維持管理費の一部として1本1年間につき2万円を納入していただきます。

「ひょうごアドプト・あかりのパートナー」実施要綱により抜粋

（役割分担）

第4条 協賛企業等は、県と協働して維持管理を行う道路照明灯（以下「実施照明灯」という。）の破損など維持管理上支障となる事象を発見した場合には、県に連絡する。

2 県は、前項の連絡を受けた場合には、維持管理上必要な対策を講じる。

3 協賛企業等は、実施照明灯の維持管理費の一部を負担し、県に納める。

4 県は、実施照明灯に次条第1項に定める管理票の設置、管理及び撤去を行う。

（3）協賛企業等の公表

① 県民に周知するために道路照明灯に設置する管理票の表示内容、仕様、取り付け方法、設置期間は別紙のとおりです。

なお、決定した協賛企業等は管理票に表示する協賛企業等の名称等の原稿を県に提出してください。

② 決定した協賛企業等名は県のホームページに掲載します。

(4) 協定の締結

① 協賛企業等には、実施していただく維持管理の内容や期間などについて、県と協定を締結していただきます。

② 協定の期間は3～5年間とします。

(5) 実施開始

平成20年12月

3 募集の概要

(1) 協賛企業等の応募資格

応募資格は、「ひょうごアドプト・あかりのパートナー」実施要綱第3条の規定に該当する協賛企業等とします。

「ひょうごアドプト・あかりのパートナー」実施要綱により抜粋

(協賛企業等)

第3条 この要綱において「協賛企業等」とは、あかりのパートナーの趣旨に賛同し、県と協働して県が管理する道路照明灯の維持管理を行う企業又は団体をいう。ただし、次の各号に掲げる者については除外する。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、金銭の貸付けを主な業として営む者
- (3) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 応募の際に民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（昭和14年法律第154号）による再生手続又は更正手続開始の決定を受けている者
- (5) 応募の際に県の指名停止を受けている者
- (6) その他県が不適当と認める者

(2) 募集方法

県のホームページに掲載して募集します。

(3) 応募手続き等

問合せ又は応募については、下記①により行って下さい。

提出方法は、FAX、電子メール、持参又は郵送とします。

① 提出書類

ア 「ひょうごアドプト・あかりのパートナー」の応募について（様式）

イ 提出部数 … 1部

(4) 募集期間

年度毎に別途定めます。

なお、期間終了後も随時受け付けます。

4 協賛企業等の決定等

(1) 審査及び選定

- ① 提出された書類について、県が協賛企業等に出向き、対象となる道路照明灯を確認のうえ、実施要綱第3条に基づき書類審査し、協賛企業等を決定します。
- ② 同一路路照明灯に複数の応募があった場合、応募申込み順にて決定します。
- ③ 同一路路照明灯に複数の応募があった場合で、同一時間帯に複数事務所で受け付ける等応募申込み順が確定できないときは、協働により維持管理を行っていただくことから、実施する道路照明灯に最も近接した協賛企業等を第1優先順位とし、選定できない場合は、希望契約期間の長い方を優先して選定します。

(2) 審査結果の通知

協賛企業等の決定は、応募申込み後、2週間程度を予定しています。

5 協定の締結

決定した協賛企業等は県と協定を締結していただきます。

6 応募申込み・問い合わせ先

○〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県 土木部道路保全課管理班

電 話：078-362-3522 (ダイヤルイン)

F A X：078-362-4278

e-mail：dourohozenka@pref.hyogo.lg.jp

○兵庫県 各県民局土木事務所等道路管理担当課 (別表参照)

(別表)

県民局・事務所名	所在地	電話番号	メールアドレス	所管市町名等
阪神南県民センター 西宮土木事務所	西宮市櫛塚町 2-28	0798-39-6107 (管理第1課)、 6126 (道路第2課)	nishinomiyadoboku@pref.hyogo.lg.jp	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北県民局 宝塚土木事務所	宝塚市旭町 2-4-15 三田市天神 1-10-14	0797-83-3202 (管理第1課) 3207 (道路第1課) 3128 (道路第2課) 079-562-8880 三田業務所 (道 路担当)	Takarazukadoboku@pref.hyogo.lg.jp	宝塚市、猪名川町 伊丹市、川西市 三田市
東播磨県民局 加古川土木事務所	加古川市加古川町寺 家町天神木 97-1	079-421-9192 (管理第1課)、 9624 (道路第2課)	hharimakd@pref.hyogo.lg.jp	明石市、加古川市、高砂 市、稲美町、播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9388 (管理課)、 6937 (道路第1課) 9428 (道路第2課)	katodoboku@pref.hyogo.lg.jp	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター 姫路土木事務所	姫路市北条 1-98	079-281-9457 (管理課)、 9503 (道路第2課)	himejidoboku@pref.hyogo.lg.jp	姫路市 (家島町除く)、 神河町、市川町、福崎町
中播磨県民センター 姫路港管理事務所	姫路市飾磨区須加 294	079-235-0176 (業務管理課、 港湾整備第2課)	himejikoukanri@pref.hyogo.lg.jp	姫路市 (家島町)

西播磨県民局 光都土木事務所	赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2233 (管理課)、 2245 (道路第1課) 2351 (道路第2課)	kotodoboku@pref.hyogo.lg.jp	相生市、赤穂市、上郡町 佐用町
西播磨県民局 龍野土木事務所	たつの市龍野町富永 字田井屋畑 1311-3	0791-63-5206 (管理課)、 5217 (道路課)	tatsunodoboku@pref.hyogo.lg.jp	たつの市、宍粟市、太子 町
但馬県民局 豊岡土木事務所	豊岡市幸町 7-11	0796-26-3741 (管理課)、 3752 (道路第2課)	toookadoboku@pref.hyogo.lg.jp	豊岡市
但馬県民局 新温泉土木事務所	美方郡新温泉町芦屋 522-4	0796-82-3141 (管理課、道路 第2課)	shinonsendoboku@pref.hyogo.lg.jp	新温泉町、香美町
但馬県民局 養父土木事務所	養父市八鹿町下網場 320	079-662-2126 (管理課)、 2192 (道路第2課)	Yabudoboku@pref.hyogo.lg.jp	養父市、朝来市
但馬県民局 但馬空港管理事務所	豊岡市岩井字河谷 1598-34	0796-26-1500 (管理課)	tajimakuukou@pref.hyogo.lg.jp	県道但馬空港線
丹波県民局 丹波土木事務所	丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3834 (管理課)、 3847 (道路第1課) 3651 (道路第2課)	tanbakd@pref.hyogo.lg.jp	丹波市 篠山市
淡路県民局 洲本土木事務所	洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-3226 (管理第1課)	awajikd@pref.hyogo.lg.jp	洲本市、南あわじ市、淡 路市